

## 一般財団法人乙訓勤労者福祉サービスセンター運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、勤労者のための総合的な福祉事業を行うことにより、勤労者の福祉向上を図るとともに、企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的に設立された一般財団法人乙訓勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の運営費の一部として、一般財団法人乙訓勤労者福祉サービスセンター運営補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる経費は、センターの運営に要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 管理費
- (2) 事業費

(交付の申請)

第3条 センターは、補助金交付申請書（別記様式第1号）に事業計画書及び収支予算書を添えて、指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理した場合において、当該申請に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めるときは、予算の範囲内において補助金の額を決定し、速やかに補助金交付決定通知書（別記様式第2号）によりセンターに通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定を遵守すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(事業計画の変更)

第5条 センターは、前条の補助金交付決定通知を受けた後において、当該事業の計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があつた場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、事業計画変更承認書（別記様式第4号）によりセンターに通知するものとする。

(交付時期)

第6条 補助金は、交付決定後、4月、5月、6月、7月、10月、1月の6期に分けて交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでな

い。

2 センターは、前項に規定する交付を受けようとするときは、各期ごとに、請求書を市長に提出しなければならない。

(事業終了報告)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けたセンターは、補助事業の完了後、事業終了報告書(別記様式第5号)に事業実績報告書及び収支決算書を添えて、市長に提出しなければならない。

(確定通知)

第8条 市長は、前条の規定による事業の終了報告書を受領した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(別記様式第6号)により、センターに通知するものとする。

(監査)

第9条 市長は、必要に応じ、補助金に係る事業について監査できるとともに、その適正な執行について指示することができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正行為により補助金の交付を受け、又は活動を中止し、若しくは補助金の交付要件を欠いた場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(書類の整備等)

第11条 センターは、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

所在地

団体名

代表者

印

補助金交付申請書

一般財団法人乙訓勤労者福祉サービスセンター運営補助金の交付を受けたいので、一般財団法人乙訓勤労者福祉サービスセンター運営補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

別記様式第2号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

団体名 様

長岡京市長 印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった一般財団法人乙訓勤労者福祉サービスセンター運営補助金について、一般財団法人乙訓勤労者福祉サービスセンター運営補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助金額 金 円

3 補助条件

年 月 日

長岡京市長 様

所在地  
団体名  
代表者 印

事業計画変更承認申請書

一般財団法人乙訓勤労者福祉サービスセンター運営補助金交付要綱第5条の規定により事業計画の変更をしたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名

2 申請及び決定年月日 申請 年 月 日 年 月 日  
決定 年 月 日 年 月 日

3 変更理由

区 分		変 更 前		変 更 後	
事 業 内 容		事業項目	金 額	事業項目	金 額
一般財団法人乙訓勤労者福祉サービスセンター運営補助金		事業費		事業費	
計					
財 源 内 訳	市補助金				
	自己資金				
	その他				
その他 参考事項					

別記様式第4号（第5条関係）

第 年 月 日 号

団体名 様

長岡京市長 印

事業計画変更承認書

年 月 日付けで申請のあった事業計画変更については、下記の条件を付して承認します。

記

承認条件

別記様式第5号（第7条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名 印

### 事 業 終 了 報 告 書

年 月 日付けで補助金交付決定通知を受けた一般財団法人乙訓勤  
労者福祉サービスセンター運営補助金についての補助事業を完了したので、一般財団  
法人乙訓勤労者福祉サービスセンター運営補助金交付要綱第7条の規定により、関係  
書類を添えて下記のとおり報告します。

### 記

- 1 補助事業名
- 2 完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
  - (1) 事業実績報告書
  - (2) 収支決算書

別記様式第6号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

団体名 様

長岡京市長 印

補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした一般財団法人  
乙訓勤労者福祉サービスセンター運営補助金について、一般財団法人乙訓勤労者福祉  
サービスセンター運営補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付額を確  
定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付確定額 金 円